

令和6年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和6年3月11日（第8日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	大串恭隆	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	山下英治
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	笠原政浩	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	出雲誠	新しい学校づくり専門監	永石敏
生涯学習課長	矢川靖章	農業委員会事務局長	久原正好

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原賢一
課長補佐	川崎常弘
議事係書記	草場雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

13番	内野さよ子	14番	西山清則
-----	-------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第3 議案第9号 白石町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第10号 白石町協働の推進によるまちづくり条例の制定について
- 日程第5 議案第11号 白石町企業立地の促進に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第12号 白石町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第13号 白石町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第14号 白石町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第15号 白石町スクールバス条例の制定について
- 日程第10 議案第16号 白石町学校給食センター等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第17号 白石町社会体育施設等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第18号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 議案第19号 人権擁護委員候補者の推薦について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、内野さよ子議員、西山清則議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第8号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○吉岡正博議員

この件につきましてお尋ねいたします。

会計年度任用職員の勤勉手当を支給するに当たりまして、これは月額を減額するこ

となく、勤勉手当が新規増額するということで考えてよろしいんですよね。そしたら、規則規定になると思いますが、年収ベースで何箇月分ぐらい増額になるのか、まだ予算じゃないですので、予定としてどれくらい年収ベースで増額になるのか教えてください。

それからもう一つ、勤勉手当である以上は人事評価による増減額が会計年度任用職員についてもあるのかを。

この2点をまずお尋ねいたします。

○中村政文総務課長

年収ベースで何月分ということではございますけども、令和6年度は期末勤勉合わせまして4.5月分の支給となります。勤勉手当の月分の増額は2.05月分の増額になります。金額もでしょう。（「いや。2.05月の年収が増えると考えていいですか」と呼ぶ者あり）そうですね。

あと一つが、勤勉手当である以上は人事評価はどのようになるのかということでございます。

現在は、国の要綱に照らしながら人事評価をしております、作成をしております。成績は良好か、またそれ以外というふうな2段階しかない状態でありまして、この成績率を反映させるような、そういう構築はまだきちっとはできていない状況でございますので、これから近隣市町との均衡も考慮しながら見直しをしていくというふうな予定にしております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です、よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第9号「白石町防災会議条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

防災会議の条例ですが、改めて質問したいと思います。一昨日3月8日に、世界女性デーのジェンダーギャップ指数というのが大きく掲載をされておりました。それによりますと、行政分野、政治分野、教育、経済分野ということで羅列をしてありました。その中でも目を引いたのが、行政分野ということで全国レベルで佐賀県は10位の評価でした。10位の中の評価の中身を見てみますと、その指数を上げているものの一つに防災会議条例に女性がどれだけ入っているかというようなことでありました。そういうことから関係しましても、県内いろいろ高いところがあるんだろうなということをおっしゃっているわけですが、私も調べましたところ鹿島市さんが条例の中身、委員の配置54%でした。半分以上が女性が入っているということです。それから、武雄市さんが45%ぐらいだったと思います。その中で佐賀県がよかったということですが、鹿島市さんとか武雄市さんとかの委員の内容とか、そういうものを確認をしたことがあるのかどうか、その点について白石町も参考になるところがあるのではないかなと思いますので、質問します。

○中村政文総務課長

防災会議のメンバーの中に女性の占める割合が高い鹿島市さんとか武雄市さんは確認をしたかということですが、確認はさせていただいております。
以上です。

○内野さよ子議員

確認をしていただいたのでよかったと思います。何かあまり縛られず委員の配置がしてあるように感じたところでした。それは課長も感じられたと思いますけれども、そういうようなことも含めて1回、前、決算時のときに質問をしましたときに、町長が徐々に20%、30%を目指していきたいということをはっきり言われておまして、今の白石町の現状から見て果たしてどうかなというのを心配しているところですが、その点について課長も鹿島市さん、武雄市さんを見られて、杵藤地区の管内ですので、そういう先進的に、全国的でもありますし、鹿島市さんは全国1位だと思っています。そういうところから見て、町長お願いします。

○田島健一町長

今議員からの御質問のとおり、最近の動きとしても女性を登用していただくということは重要でございます、最近のその防災会議委員の話も存じ上げております。そういったことから近隣の市町より遅れてはいけないだろうというふうに思いますし、常に周りも見ながら最後尾にならないように一生懸命やりたいというふうに思っております。
以上です。

○溝口 誠議員

2名新たに増員をするということで、次の2号を加えるということでありまして、自主防災組織と防災行政を推進する上で町長が必要と認める者、4月1日からですけども、この案件が通った後に人選をされる予定ですか。大体決めてありますか。

○中村政文総務課長

人選はこちらのほうで考えながら今動いてるという状態でございます。誰ということでは、はい。（「内定というか」と呼ぶ者あり）そこまではまだ。すみません。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑。

○岸川信義議員

今日は3月11日で東日本での災害を思い出す日であります。今回の提出された条例の改定の中には、実は消防というところが明記されていないと。今ものすごく消防、いわゆるプロフェッショナルが求められてるということで、今回の中にはありませんけれども、もう一度、この条例を先に延ばしても結構ですので、改定を考えてもらいたいと思います。

○中村政文総務課長

委員の中に消防署員といいますか、その者の明記が表に揚がってないというところでございます。第3条で「委員は、次に掲げる者をもって充てる。」というふうになっておりまして、この辺のところも明確に警察等は挙がっておりまして、そういうところからも考えますと、やはり全体的な内容の見直しも考えながらやっていかなければならないかなと考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第9号「白石町防災会議条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第10号「白石町協働の推進によるまちづくり条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

この条例の最後のところの第7条「町民等及び町は、地域づくり協議会の設立に取り組むものとする。」ということになっておりますが、具体的に今も現在取り組んでおられるところもあられます。今進んでるところもありますけど、今後、取り組んでいられないところに対して、何か具体的にどういうふうなことをこの条例のことで考えていられるのかお伺いします。

○山口裕一総合戦略課長

もう既に須古、六角というところは設立をされておりますし、現在有明地区に関しましては、準備段階にもう既に入っております。残りにつきましては、やはり地域の中でキーマンとなる方、もちろんこれは議員さん方の御協力、バックアップをいただいて現在設立を有明地区は進めているところでもあるんですけども、やはりそういう方々をまずは模索していく、そして各行政区の中でも、そういった区長会あたりでも働きかけというのをもっと強くやっていく必要があると思っております。やっていきたいと思っております。

○前田弘次郎議員

取りあえず今されてないところを少しでも早く取り組みをしていただくように、しっかり頑張っていただきたいと思います。よろしく願いしときます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第10号「白石町協働の推進によるまちづくり条例の制定について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第11号「白石町企業立地の促進に関する条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

白石町企業立地の促進に関する条例の制定についての詳細について質問させていただきます。

今回の条例については、町内のほうで起業をしていただける、新しい分野の誘致を促進していくという形の支援をするための条例になってくるというふうに思っているんですけども、その一方、本町の白石町国土利用計画のところに関しては、特に農業関係企業に関しての誘致を希望するゾーンとして検討もされてる段階であります。今回の条例がそのあたりに縛りをつけることは難しいのかなとかということ承知しているところであるんですけども、ただ企業誘致に関して無計画に町内のほうで点在するわけにもいかないということもありますので、例えばこれを機に、この条例をプラスして何かの取り組みをして、町内のほうの企業誘致に関して、例えば誘導策を設けていくのかどうか、そのあたりについて質問をさせていただきます。

○山口裕一総合戦略課長

まず、友田議員から御質問ございました国土利用計画、これのゾーニングについては、あくまでも住民ワークショップ等を通じたところでの理想的なゾーニングということで捉えております。今後土地政策の中で縛りをつけるといったことになると、これは企業さんとしてはある意味進出しにくいという部分も出てくるわけがございます。誘致策につきましては、今後この条例を機に本課のほうでも、またこれまで以上に積極的に誘致をしていきたいと思ってるところです。

以上でございます。

○友田香将雄議員

縛りをつけるというふうに表現してしまうと、確かに企業誘致としてはやりにくくなるのかなというふうに思います。ただ、まちづくりの観点として、例えば町全体のどこでも起業していいというよりは、今後のインフラの整備の維持とかも考えていくと誘導策としては必要なのかなというふうに考えてるところがあります。例えば、一定の町の方針として、このエリアに作ってほしいというところに状況として合うのであれば、プラスアルファ支援策を拡充する、手厚くするというのも考えることができるでしょうし、そのあたりは町内全体、もちろん企業誘致としてはありがたい話ではあるんですけども、それプラス町の方針としてこのエリアに来てもらうとより助かるというところに関しては、ある程度方針として持つ必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども、そのあたりについて答弁をお願いします。

○山口裕一総合戦略課長

現在当町のほうでは、当然工業団地を持っているとかそういうことではございませんので、用地といたしましては公共施設の跡地ということが、これがまず1つ考えられると思います。

エリアにつきましては、現在都市計画の拡大ということをやっておりますけれども、その後将来的な計画といたしましては、立地適正化計画ですとか、そういったところで区域の指定ということというのも念頭に入れながら、これは土地計画をやっていく必要があると思っております。進めてまいります。

以上でございます。

○友田香将雄議員

この企業誘致に対しては、大変私としては重要な施策であるというふうなものと認識しているところであります。だからこそ、答弁のほうにもありました立地適正化計画、こちらのほうも今後進んでいくでありましょうし、冒頭にもありました公共施設の統廃合における跡地活用、そのあたりも出てくるところもあると思います。一番の考え方としては、これから縮小されていくであろう予算のことを考えていくと、ある程度のインフラの維持ということも含めて、ぜひ誘致施策のほうを進めていただきたいというふうに思っております。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○前田弘次郎議員

この企業の今回製造業とビジネス支援サービス業を2つ書かれておりますが、なぜこの2つにこだわったのか、もっと大きな広い分野で企業誘致を条例の中に入れてもいいんじゃないかと思っておりますけど、そこをお伺いします。

○山口裕一総合戦略課長

今回の企業立地の促進に関する条例につきましては、これは立地協定を結んだ企業が前提となるわけでございます。その中で業種につきましては、広く広く見てしまうところまでということになるので、これはある程度、当然地域に貢献の度合いであるとか、地域での雇用に結びつけるとか、そういった公共的に利益がないとという話になってまいりますし、企業の立地の協定を結ぶに当たりましては、県のほうの立会いというのがベースになってまいりますので、そこは業種はあらかじめ県のほうと整合性というか、親和性があつたほうが良いという判断でこういった業種を選定しているところでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第11号「白石町企業立地の促進に関する条例の制定について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第12号「白石町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第12号「白石町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第13号「白石町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第13号「白石町営住宅条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第8

○片渕栄二郎議長

日程第8、議案第14号「白石町立学校設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○中村秀子議員

学校条例の中で、有明の小学校のことについては、新しい条例では有明小学校になるということですが、中学校はそのままなのはなぜでしょうか。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

新しい白石中学校のことかと思っておりますが、こちらについてははっきりとした年度は明確に記憶をしておりますけれども、4年ぐらいに一応条例の改正はさせていただいております。この期日については、6年4月1日施行という形になっておりますので、まだ今の状態でこのまま残ってるところでございます。

以上です。（「もう一回言ってください。よっと分からん」と呼ぶ者あり）

改正につきましては、以前させていただいておりますけれども、この新しく6年4月1日から新白石中学校になるというような施行で条例のほうをつくらせていただいておりますので、令和6年4月になったらこの分が消えて新白石中学校だけが残ってくるというような形になるというところでございます。

○中村秀子議員

有明小学校は令和8年からですよね。なのに既に条例案の中にこうやって明記されるのに対して、中学校のほうはこころ辺にこうされたのに変更されていないのは何でなのでしょう。そこら辺不思議でたまらないんですが。（「中村議員、まだ6年4月1日になってないから条例の中に溶け込んでないんですよ。4月以降だったら溶け込みます」と呼ぶ者あり）

はい、分かりました。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第14号「白石町立学校設置条例の一部を改正する条例について」を採

決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第9

○片渕栄二郎議長

日程第9、議案第15号「白石町スクールバス条例の制定について」を議題とします。
質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

運行管理のところです。第5条「スクールバスは常に良好な状態に管理し安全確実に効率的な運行をしなければならない。」これは当然のことなんですけど、問題は事故とか不具合が出たときのことは条例に書かなくていいんですかね。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

今回の条例につきましては、運行の内容など詳細な状況の変化、また迅速に対応すべき点については規則のほうで定めたいと思っております。条例については、大まかな全体的なものを表示をさせていただいているところでございます。
以上です。

○前田弘次郎議員

規則でというのは、それいつ発表されるんですか、中身とかというのは。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

この条例の議決をいただいた後、令和6年4月1日現在で施行したいという形で、規則のほうも制定のほうを進めていきたいと思っております。

○前田弘次郎議員

その規則というのが、一番肝心なことだと思います。条例ではいいことばかり書いて、実際事故が起きたときどうするのか、どういうふうな形でなっているのかというのを、これ一番保護者の方に最初に教えることなんですよ。そこら辺をもう少し考えて、規則で決まってるからとかそういうことじゃなくて、保護者の方たちは事故があったとき、バスが動かなかったとき、バスが遅延したとき、そういったことをぴしゃっとした形で、保護者の方にこういうときがあったときはこういうことにしますとか、そういうことをぴしゃっとした書面で残して、保護者にはこれで白石町の中学校のスクールバスはやりますということを堂々とやってもらいたい。

以上。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

現在スクールバスの運行等につきましては、対象地域の方々にずっと説明をさせていただいております。

運行の利用をされる方の申込書等を今徴収をして、確認をしているところでございます。その中で、先ほど言われました遅延したときの状態、例えばバスが走らない条件になったとか、そういうところについても連絡が取れるようなことで、今後また何か対応していきたいというように思っております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○溝上良夫議員

前田議員の関連です。

条例を制定するとき、規則が制定されていないというのはいかがなもんですか。それでいいんですかね。細々なことを決めてなくて、大まかな条例を可決してくださいというのはおかしいんじゃないですか。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

施行が令和6年4月1日という形で考えております。

施行規則につきましては、勉強会の折に資料としてお出しをさせていただいて、逐条解説の添付をさせていただいております。御説明はしませんでしたけども、そちらのほうには施行規則の内容等についても明記をさせていただいているところがございます。（「どこに」と呼ぶ者あり）勉強会の資料の資料15の中に一応添付をさせていただいたところがございます。（「ごめん、あっとったね、失礼」と呼ぶ者あり）

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

すみません、私も少し教えてほしいんですけども、教育委員会規則のほうで詳細を定めるというふうにあるんですが、今回の委託の期間が5年間というふうにたしかになってるということであるので、基本的に規則の変更というところに関しては、その5年間の契約内容に関わってくるところでありますので、実際としてはその契約期間中は規則は変更がされないという認識でいいのでしょうか。運行回数とかそのあたりに関しては、契約の時点で決まってると思うので、そのあたりをもう少し教えていただければと思います。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

バスの運行につきましては、まだ初回でございますので、単年度で見直しながら5箇年間進めていきたいと思っております。その中でまだ運行してない部分があり、見

えないところ、いろんな問題が出てくる可能性も十分ございます。その中で施行規則のほうは、随時その状況に応じて対応できるように、瞬時に対応できるようにということで規則のほうに定めているところでございます。

以上です。

○友田香将雄議員

すみません、改めての確認です。

勉強会のときにも少しお話しさせていただいたと思うんですけども、今現在スクールバスは登下校のところに集中されるということがあったので、例えば部活動に対しての活用であったり、その他のところに関してはされないということが前提ということで運用をお伺いしてはいるんですけども、先ほどの答弁でしたら、5年間は取りあえず登下校のそこだけで集中していくので、5年間はいろんな活動には使わないという方針で考えられるということですか。もうちょっとお願いします。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

部活動の使用につきましては、部活動に来るための土曜日とか長期休業中についての登下校に対する送迎はいたすところでございますが、対外試合等については現在のところ考えていないところでございます。

先ほどから申しましておりますように、まだ運行をしてない状況で、はっきりと運行した段階で、どのような時間の余裕ができるのか、どのように時間が確保できるのかというのが、まだ何もつかめてない状況でございます。今後1年間まず運用して、どのような利用体系ができるのかということも見ながら検討をしていきたいと思っております。

5年間ずっとこれでいくのかということではなく、状況を見ながら、利用できるように判断できたところで、こういうことに使いたいとか、部活以外にも出てこようかと思いますので、利用状況については、今後運行させていただいた後に詳しく検証していきたいというように思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

私が把握がし切れなくてあれなんですけども、先ほど5年間というところと、今から運行し始めるので分からないところはたくさんあるってことなので、そこは私としても理解するところではあります。なので、先ほどの中で、1年間取りあえず運行してというところと、ただ契約の中では5年間というところがあるという話だったので、結局整理すると、契約としては5年間あるけども、取りあえずこれから1年間運行してみて、どういった活用ができるかというのを確認したいと。確認してそういった形でどういう活用ができるかというところを検討はできるけども、そこを規約とか規則とかに適用していけるのは5年後というわけじゃないんですよね。1年たって、例えば5年間の契約であるけども2年目、3年目、4年目、5年目の間でも、いろんな規則を使っているような柔軟なスクールバスの活用の仕方できますよという前提のお話

でいいということでしょうか。
その整理だけお願いします。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

バスの運行の期間としては5年間お願いするということにしておりますけれども、この運行をする条件については、先ほど申しましたように、随時その状況を把握しながら検討して、変えていかなければならないところは変えていきたいというふうに思っているところでございます。（「変えられるということでもいい」と呼ぶ者あり）そうですね。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

責任問題のことですけれども、この前の資料を見てますけど、明確に書いてないわけですね、責任。説明で統括的な管理は白石町教育委員会が行うということですから、全ての責任は教育委員会が負うということでもいいんですかね。それは委託業者の過失はあると思いますけれども、基本的な事故は教育委員会が負うという方向でいいんですかね。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

その件でございませけれども、今回運行いたします運行の中の仕様書を設けております。その仕様書の中に、事故等のあったときについては受託者が第三者に与えた被害については責任を取らなければならないということで業務委託の際の仕様書の中でうたっているところでございます。

○溝上良夫議員

それはもう委託業者は決定してるわけですよ。それはもうあるわけですよ、契約の内容に。そこら辺は公表できないんですかね。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

契約については、令和6年4月1日で契約することといたしており、その前の業務仕様書の中でそのようなことで契約するというところでいたしているところです。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○重富邦夫議員

先ほど友田議員のほうからの答弁とかを聞いてまして理解できんやっただ部分がなかったので、追加で聞かせてください。

条例、小さい中身を規則で定めるということで、随時状況を見ながら変更を行うというような内容であったというふうに思いますけれども、そのものを条文とかに入れてなくても大丈夫なんですか。状況に応じて規則は変更を行うみたいなことは条文に入れてなくても全然可能ということで、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

規則を変更する際に、条例の中で変更する旨をうたっとかんでいいのかという質問でよろしいですかね。条例の中にそのような文言をつけなくても、規則の中で変更することは十分できます。

以上です。

○溝口 誠議員

前田議員と溝上議員の件ですけれども、答弁では運行業者との契約の中できちっと明確にしてあるということは、事故があった場合はその運行業者が責任を持つということですね。そういうことで明確になってるということで理解していいですか。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

契約については、先ほど申しましたように、令和6年4月1日で契約をするという形にいたしております。

契約の内容については先ほど申しましたように、もし事故があったときの賠償責任については受託者が負うというような形で契約のほうを締結をしたいということで、全体の仕様書のほうにうたっておるところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

そしたら町としての責任、監督はないということですね。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

瑕疵があったときには、もちろん受託業者が先ほどのような賠償責任とか、いろいろ出てくるかと思っておりますが、管理等を行うのは教育委員会でございます。そういうときには教育委員会もある程度の責任はあろうかというふうに思っております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第15号「白石町スクールバス条例の制定について」を採決します。
本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第10

○片渕栄二郎議長

日程第10、議案第16号「白石町学校給食センター等設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第16号「白石町学校給食センター等設置条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第11

○片渕栄二郎議長

日程第11、議案第17号「白石町社会体育施設等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○中村秀子議員

今度新しく福富中学校の跡にできるやつがジムナスティックホール白石ということだと思いますけれども、ここについては全面使用とか2分の1使用とかということがあり得るのか。例えばこれは占有使用しか考えられないと思うんですよ、事故とかを考えると。鉄棒だけ貸してくれとか、跳馬だけ貸してくれとかというのがあって、こういう想定になされているのか。そういう場合に、非常に事故が多い競技ですので、ここに掲げるということは、もうこの前の勉強会は、もしそういう体操競技に心得があって昔やっていたという人がぜひ借りたいということであれば、本当に貸し出す気でここに出しているのか。全く素人の人は借りることはないと思うんですけれども、借りたいというときに本当に半面300円なり、600円なりで貸す覚悟があってここに書いてるのか。もしそういうのがなくて、ドラゴーングスポーツだけを念頭に入れて書く条例であるとするれば、占有使用というようなことを明記したほうが、しなければいけないのではないかと思ったりするのですが、そこら辺はいかがですか。

○矢川靖章生涯学習課長

福富中学校体育館の条例の件ですが、ドラゴースポーツに占有させるという前提でしております。ただ、ドラゴースポーツのほうからも使用料を将来的にいただくというところで、根拠条例が必要というところで載せております。一般のほうには貸出しは、ドラゴースポーツが占有してる間は貸出しはしない予定となっております。当然、ホームページなどに掲載をして借用の申請をするとか、そういうところはできないように考えております。

以上です。

○中村秀子議員

この条例は、検索すれば条例案としては出てこないんですか。出てこなくて、一般の人には目も触れない秘密な条例ですか。

○矢川靖章生涯学習課長

条例を検索すれば、当然出てきます。ただ、使用をする場合の申請としては、占有されてるので受付は当然できませんし、最近ではホームページ上から入って行って申請ができるような形になるように今進めているんですけども、そこでもジムナスティックホール白石は出てこないということになりますので、当然一般の方は借用できないという形になります。

○中村秀子議員

練習を見学する場合に、オリンピックに出るようなすばらしい選手が練習をしているということであれば、町の方針としてそういうすばらしいことを子どもたちに見せたり、福富小学校とか近いじゃないですか、練習の様子を見に行ったりだとか有効なことは、非常にスポーツの振興だとか、町の発展だとか、町を盛り上げる意味でもせっかくそれに特化したスポーツを誘致するのであれば、広報の観点からもそういうのを多くの人に見ていただく機会というのはたくさんつくったほうがいいと思うんですけども、そのことについての入場料とか、見学料だとか、まず見学をさせんとかさせるとか、何時から何時まではしていいのだとか、そういうふうなことについては誰にどう聞けば、町民の方がどがん見たかと思ったときに、誰にどう言って、どうやって手続すれば見に行ったり行けなかったり、お金を払ったりするのかなというんですけど、そこら辺どんなんでしょうか。

○山口裕一総合戦略課長

今回進出されますドラゴースポーツ、これは民間の株式会社でございます。しかしながら、企業のほうの思いといたしましては、将来的な健康増進事業ですとか、あるいはもう既に体育館のほう自体にホワイエといいますか、ロビーのほうもありますので、そのあたりは住民の皆様に開かれたような施設として、株式会社として、これは使っていただきたいという思いがあられます。

当然中村議員おっしゃいますように、優秀な選手ですとか、そういった方、お集まりになってこれられると思います。当然株式会社のほうとしてもPRをしていかなければならないものとなりますでしょうから、見学の機会であったりあるいはイベントであったりそういったことは会社としてされるものと考えております。

○前田弘次郎議員

中村議員の言われてるところなんですけど、ここの契約はされとるわけですね。契約はしとらんわけですね。

結局、ここは全部使用で1時間600円ということで、大体時間的に使われると。その空いた時間をほかの方が使われるということはまず考えてないということではないですかね。そしたら、ちゃんとしたこと契約して、1時間600円じゃなく、例えばもう月契約とか年間契約をするという中で、少し割安にしますとかというような形を取られたほうがいいのかなど。使われるときだけの要するに600円をずっとやっていかれるということよりも、もう1年間なら1年間使われるということを経験に、1年後にまた契約していただくというような形での考えはないのか。

○山口裕一総合戦略課長

現在ドラゴースポーツのほうとは使用料も含めたところで、減免も含めたところで協議をさせていただいております。あらかじめの提示ということもやっておりますけども、実は現在融資の関連の一番最終の局面になっておりまして、融資をする銀行側のほうもどこまで町のほうでやってくださいであるとか、そういった提示をシビアな話をしておりますので、公表できるような状態になりましたら、お知らせをしたいと思っています。

○前田弘次郎議員

せっかく白石町にこういうスポーツ的なことで借りたいということで言われてますので、なるべく今後も長く借りていただけるようなことで考えてもらいたいと思います。

○山口裕一総合戦略課長

この事業に関しましては、恐らく選手の皆さんとか学生、そういった人たちも関わってくる事業でございますので、将来の進路ですとか、そういう直接的なことにも関わってまいりますし、安定経営というのは非常に大事なところだと思っておりますので、そのあたりも心がけて10点満点の助走が取れるように頑張ってもらいたいと思っております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

ちょっと気になったので教えてください。

ジムナスティックホール白石のほうは、今後たしか空調がつく予定だったんじゃない

いかなと思います。その空調代はどのような形になるのでしょうか。他市町の体育館だったら空調代、例えば1時間幾らで別で取られるとか、半日だったら3,000円とか取られるところとかがあったりされるような気がするんですけども、ここはどういうふうになるんですか。空調をつけられた場合は、そこは別途、この借主さんが負担するのか、町としてはそこもひっくるめて同じ値段でやっていくのか、このあたりを少し教えていただければと思います。

○山口裕一総合戦略課長

現状の施設の状態で占用で貸出しをするという状態のまま貸出しをするということに関しては、これは町の責任であろうかと思います。ただプラスアルファのバージョンアップの部分、アップデートの部分というのは、これは例えば換気の問題であったり、あるいは空調の問題であったりします。その部分は今のところ、ドラゴースポーツさんをお願いしますねということでお話しておりますが、今、ローカル10,000プロジェクトの予算の部分というのも当初予算のほうに計上してるんですけども、フルスペックでの融資というのがなかなか厳しいのではないかなということになっております。そのあたりの規格、どのくらいの規模が必要なのか、このあたりはその融資金額によっても変わってくるものだと思っておりますし、もしかするとその中で町であるとか、あるいは企業さんのほうであるとか、あるいは県も含めてということになるかもしれませんけども、どっかで努力をしないと実現できないということもあろうかと思っております。そういう中で、例えばこれ仮にですけれども、中学校施設自体はエアコン、今使っているものが空きますので、それを移設してみたりとか、そういった工夫というのは今後はしなければならぬこともあるかと思っております。

○友田香将雄議員

ここを何で私が聞くかといったら、今現在ほかの体育館のほうでの空調ができるころはない状況ではあるんですけども、これは私の一般質問のほうでもお話ししましたが、今後設置も必要になってくることは目に見えて分かってくるということがあります。今後設置した場合に、例えばそちらのほうは空調代幾らで取りますよとなったときに、その整合性はどうなってるんですかって話に多分なってくるんじゃないかなというふうに思ってるので、このあたりについては、先ほどの話であれば、我々としても今回の誘致のところで支援はもちろん必要になってくると思うんですけども、そのあたりの整合性をしっかり取っていくという形の視点を持つとかなないと、例えば優遇し過ぎじゃないかって話になりかねないというのは想定しなきゃいけない。ただ、我々としても、誘致のところはしっかりやっていかなきゃいけないことだっていうことは前提ではあるんですけども、そういう批判が出ない形にはしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思ってます。そのあたりについての考え方を少し教えていただければと思います。

○山口裕一総合戦略課長

今回ドラゴースポーツさん、これはあくまでも民間の企業でございます。そ

うなると、どれほどの公共性があるのかというところで、また支援の度合いというの
も、当然友田議員おっしゃいますように変わってくるものだというふうに理解してお
ります。そのあたりを十分考えながらではあるんですけども、反面ある程度の柔軟性
を持ちながら、そして今後は県のほうにも支援を求めながらという形になるかと思
いますけども、詰めてまいりたいと思います。

そのあたりは公共性ということを十分念頭に置いて経費の負担を考えていかなけれ
ばならないものだと思っておりますし、例えば今電気料の分の御質問だったと思うん
ですけども、そのあたりはバージョンアップされた部分については、例えば空調です
とか、換気の部分ですとかメーターを切り分けということも想定しております。

○西山清則議員

まだ契約はされてないということですけども、話合いの中で白石町内でクラブチ
ームをつくる考えは持っておられるのか、伺いたいと思います。

○矢川靖章生涯学習課長

現在ドラゴースポーツさんは、ほかの地域で体操教室等を行っておられます。
その中で今回こちらに誘致で来られた場合も同じような教室をされると思いますが、
現在のところそこが発展して白石町のクラブチームとか、可能性はありますが、今
のところ考えてない状況にあります。

○西山清則議員

将来的に男性でも女性でも世界に羽ばたく人を発掘してほしいと思っておりますの
で、極力そういった方面でお話合いをしていただきたいと思います。

○溝上良夫議員

この改正の一番最後の備考の4条追加「駐車場等の附帯施設を一部占有する場合は
施設使用料は1日を単位として1平米につき10円とする」これどういう場合に発生す
るんですかね、まず。

○矢川靖章生涯学習課長

社会体育施設には、当然の体育館に伴う駐車場等がございます。通常でそこに大き
な大会があつたりした場合は、露天商さんとか出店される場合がありますけども、そ
の場合であつたり、今回福富中学校の体育館であればその敷地内に部室がございます。
その部室のほうにつきましてもドラゴースポーツさんのほうが借用をしたいとい
うところでありますので、附帯施設として条例のほうはゆうあい館条例とかマイラ
ンド条例の条例を参考にさせていただいて1平米10円というような規定を設けさせ
ていただいております。

以上です。

○溝上良夫議員

駐車場を駐車する以外、そういう場合に使用する場合は、露天商だけに限らないと思いますけども、1回1回測量をして取るという形ですかね。そんな面倒なことをするんですか。

○矢川靖章生涯学習課長

使用申請を出される場合に使用面積というのを出示していただきますので、それに基づいて使用料を徴収するような形になりますので、必要であればこちらから測量に行くというような形になるかと思っております。

○溝上良夫議員

今度福富社会体育館、有明社会体育館もあります。その有明が適用すると、白石の社会体育館はまた別に条例ありますか。白石の社会体育館の駐車場は取らないということですか。

○矢川靖章生涯学習課長

今回改正をします社会体育施設等に関する条例につきましては、改正案のほうにあります表の体育施設のほうが対象になってきますのでほかの体育施設も対象となります。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○重富邦夫議員

条例の新旧対照表の一番最後の先ほどの備考の4です。駐車場等も全部年間で貸し出すということも可能なわけですか。その体育館を全部使用、占用するとともに駐車場までというような、そういう占用の仕方とかもしようと思えばできるわけなんですか。この駐車場まで一緒に。

○矢川靖章生涯学習課長

今回体育館を使用される場合は、通常駐車場も使用されるというところがございますので、ドラゴースポーツさんのほうに駐車場まで占用させるというところまでは考えておりません。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第17号「白石町社会体育施設等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第12

○片渕栄二郎議長

日程第12、議案第18号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

採決をいたします。

本案は、人権擁護委員候補者に百武安秋氏を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

お諮りします。

議会の意見として、異議なしとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は異議なしと答申することに決定しました。

日程第13

○片渕栄二郎議長

日程第13、議案第19号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

採決をいたします。

本案は、人権擁護委員候補者に原崎幸恵氏を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

お諮りします。

議会の意見として、異議なしとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第19号は異議なしと答申することに決定しまし

た。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

10時38分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年3月11日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 内 野 さよ子

署 名 議 員 西 山 清 則

事 務 局 長 中 原 賢 一